

各都道府県

フロン回収・破壊法所管部局長 殿

環境省地球環境局

地球温暖化対策課長

(公印省略)

## フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における 建築物等の解体作業等情報把握の促進について

オゾン層保護及び地球温暖化対策の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年6月22日法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）では、特定解体工事元請業者が解体工事着工前に第一種特定製品の設置の有無を確認し発注者に説明する義務規定（フロン回収・破壊法第19条の2第1項）が置かれておりますが、昨年3月の中央環境審議会の意見具申「今後のフロン類等対策の方向性について」において、この制度を未だ承知していない建設業者や解体業者が少なからずいることから、都道府県のフロン回収・破壊法所管部局による取組の実効性の確保及び実務面での連携等の更なる充実を図るため、フロン回収・破壊法所管部局と「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）所管部局の間で建設リサイクル法に基づく届出等の必要な情報の共有化が可能であるとの指摘がされました。

これを踏まえ、都道府県のフロン回収・破壊法所管部局におかれてまは、これらの情報を積極的に活用し、第一種特定製品廃棄等実施者等に対する効果的かつ効率的な監視・指導を行えるよう、下記の点も参考につつ、年2回（5月及び10月）の実施をお願いしております建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール等の機会を通じる等して、建設リサイクル法所管部局との連携を密に図っていただくことをお願いいたします。

### 記

#### 1. フロン回収・破壊法と建設リサイクル法の関係について

フロン回収・破壊法第19条の2第1項（事前確認・説明）並びに建設リサイクル法第10条

第1項(解体工事等の事前届出)及び第12条第1項(解体工事等の事前説明)の関係は、別紙1のとおりであり、建設リサイクル法に基づく情報をフロン回収・破壊法所管部局が共有し指導に活かすことにより、解体時の第一種特定製品の設置の有無の把握漏れや事業者の事務量の軽減を図ることができます。

## 2. 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号)第8条第2項第3号では、行政機関の長は、関係機関との情報共有に当たり、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることとなっております。したがって、建設リサイクル法に基づく届出書等をフロン回収・破壊法所管部局と共有することは、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することについての相当な理由に該当すると考えられるため、問題ありません。

## 3. フロン回収・破壊法に基づく事前確認・説明の簡素化について

建設リサイクル法第12条第1項に基づく事前説明の際、フロン回収・破壊法第19条の2第1項に基づく事前確認の結果を合わせて行うための任意の様式が業界団体(一般財団法人日本冷媒・環境保全機構)のホームページに掲載されていますので、建設リサイクル法所管部局との連携に活用してください。(別紙2)

<http://www.jreco.or.jp/data/jizenkakunin.pdf>

### (参考) 建設リサイクル法に基づく解体工事等の事前届出様式の記載例について

国土交通省のホームページにおいて、建設リサイクル法第10条第1項に基づく解体工事等の事前届出様式(別表1)にフロン類に関する情報の記載例が示されていますので、建設リサイクル法所管部局との連携に活用してください。(別紙3)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/todokede/kisairei.pdf>

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。



プロの回収・破壊法

建設リサイクル法

都道府県

政令市等

第一種特定製品廃棄等実施者  
発注者

届出  
(建築物に係る解体工事:  
80m以上など)  
↓  
建リ法  
第10条第1項  
省令様式あり

事前確認(説明)

フロン法第19条の2第1項

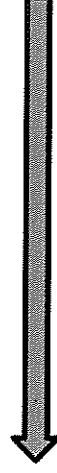


- ・第一種特定製品の有無を確認
- ・確認結果を書面で説明  
(業界作成の任意様式あり)

特定解体工事元請業者  
受注者

事前説明

建リ法第12条第1項



- ・解体建築物の構造や  
解体計画を書面で説明  
(業界作成の任意様式(鑑)あり)

(建設リサイクル法による事前説明と同時に説明する場合のかがみとして使用します。)

(特定解体工事発注者用)

## 説 明 書

(事前確認書)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に関する事項について(添付資料①～③)、及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第19条の2第1項の規定により、対象の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について(添付資料④)、下記のとおり説明します。

### 記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出様式(様式第一号に必要な事項を記載したもの)

②別表(別表1～3のいずれかに必要な事項を記載したもの)

別表1(建築物に係る解体工事)

別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3(建築物以外に解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料(添付する場合)

案内図

工程図

④フロン回収が必要な機器の有無を説明する資料

(フロン回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書)

※様式については「日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロード出来ます。(www.jreco.or.jp)

(様式第一号)

記載例

届出書

神奈川県

知事 寺尾明村長 殿

平成 22 年 〇 月 〇 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) サイシケンカ 再資源化 太郎 印  
(郵便番号 259-xxxx) 電話番号 0463 - 〇〇 - xxxx

住所 神奈川県伊勢原市△△-△△  
(転居予定先) (郵便番号 259-xxxx) 電話番号 045 - 〇〇〇 - xxxx

住所 神奈川県横浜市〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 〇〇住宅解体工事

②工事の場所 神奈川県伊勢原市△△-△△

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 ㎡

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ ㎡

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

④請負・自主施工の別:  請負  自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) マビルバヤカイタイ (株)〇×解体 カイタイ ジョウ 次郎  
(郵便番号 〇〇〇-xxxx) 電話番号 044 - 〇〇〇 - xxxx

②住所 神奈川県川崎市〇〇-△△

③許可番号(登録番号)

建設業の場合

建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 ( \_\_\_\_\_ ) 号 ( \_\_\_\_\_ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_

解体工事業の場合

解体工事業登録 神奈川 知事 〇×△□ 号

技術管理者氏名 神奈川 一郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 22 年 〇 月 △ 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1  
建築物に係る新築工事等については別表2  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり

(工事着手予定日) 平成 22 年 △ 月 〇 日

(工事完了予定日) 平成 23 年 △ 月 〇 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)(注意)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 記名押印に代えて、署名することができる。
- 3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 ( <input type="checkbox"/> 駅前 )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> 隣地の使用必要 )	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> 大型車交通不可 )	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 業務用エアコン ) <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 吹付け石綿 ) <input type="checkbox"/> 無	適正処理の実施 近隣対策及び諸官庁届出済
	その他	有害物質(石綿含有スレート板)有り フロン類使用機器有り	石綿作業主任者を選任済 フロン類回収済
工事内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→③→④の順序 ) その他の場合の理由 ( <input checked="" type="checkbox"/> 屋根ふき材が無いため )	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1100 トン	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	950 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	80 トン		
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。